

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、人権意識向上のために、『他人の不幸の上に自分の幸福を築くことをしない』を徹底させ、「いじめは絶対に許さない」との強い姿勢で指導を行っている。いじめが重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、その生徒と同じ学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

いじめに対しては、組織的に対応することで、複数の教員が多面的に状況を把握し、迅速かつ効果的な対応策を講じる。解決に向けては、組織の構成員のみならず、スクールカウンセラーや外部機関を個々のケースに応じて活用する。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」、「いじめ対策小委員会」

(2) 構成員

「いじめ対策委員会」

校長、教頭、首席、生徒指導主事、保健人権部長、系長、学年主任、
支援コーディネーター

「いじめ対策小委員会」

教頭、首席、生活指導主事

*いじめ対策小委員会は、個々のケースに応じて担任、保健人権部長、養護教諭、
支援コーディネーターほかの出席を求める場合がある

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議（生活指導部会、いじめ対策小委員会ほか）を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対する聴き取り調査、アンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導体制と対応方針の決定、保護者との連携を組織的に実施する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種の取り組み

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内行事を企画し、計画的に実施する。
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCA サイクルの実行を含む）。

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

佐野工科高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、必要情報の共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	校外学習 いじめアンケートの実施	校外学習 いじめアンケートの実施	校外学習 いじめアンケートの実施	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 人権講演会	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	学年別教科担当者会議 （学業成績、クラス内での人間関係の構築状況を含む）
7月		インターンシップ（社会性の育成）	応募前職場見学会	学校運営協議会 （いじめに対する学校組織としてのスタンスの提示）
8月				
9月	実習風景見学会	実習風景見学会		授業公開週間
10月	いじめアンケート実施 人権講演会	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	第2回 いじめ対策委員会（上半期のいじめ状況調査結果提示） 学年別教科担当者会議 （学業成績、クラス内での人間関係の構築状況を含む）
11月	文化祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	文化祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	文化祭 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 人権講演会	
12月				
1月			人権HR（1年間の振り返り）	
2月	人権HR（1年間の振り返り）	人権HR（1年間の振り返り） 支援学校との交流会	支援学校との交流会	第3回 いじめ対策委員会（年間の取り組みの検証）
3月				

5 取り組み状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止等の取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を年3回開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処が適切におこなわれたかについて検証し、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

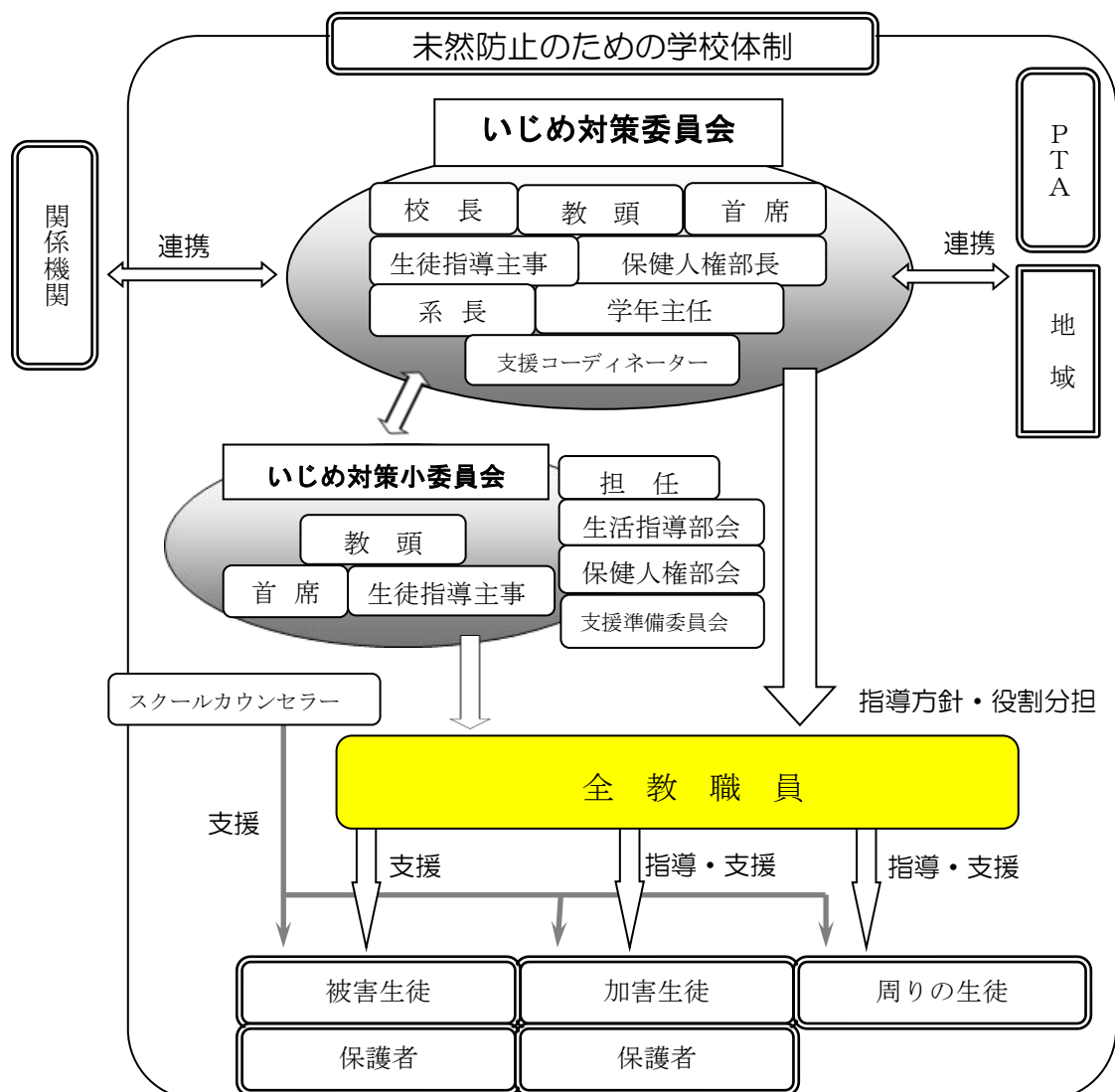
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権の尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動の特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

○いじめを未然に防止するための学校体制図



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、担任・教科担当者・生活指導部・保健人権部・支援準備委員会間の情報共有・連携に努める。教科担当者会議・教職員研修を通じ、全教職員の共通理解を図る。

生徒に対しては、人権ホームルームや人権講演、いじめアンケートの実施等で、いじめを許さない学校の姿勢を示すとともに、人権に関する知的理解、及び人権感覚を育む。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、体験活動などの推進により、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していくことのできる力や、自分の言動が相手や周りにどのように影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

- (3) いじめが生まれる背景のひとつに、学習や人間関係によるストレスが考えられる。教員は、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを進めるために、授業見学・研究授業・教員研修を実施して授業改善に努める。

また、教員は、生徒に積極的に関わる姿勢を大切に、生徒との信頼関係の構築に努めることで、生徒が大きなストレスに直面したとき、容易に相談のできる相手が身近にいることを伝えるべく努力する。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめられている生徒や周りでみていたり、はやしたてたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で指導する。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供する。本校は工業高校であるので、実習という体験学習も最大限に活用する。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守る。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。この活動を通して「いじめられる側にも問題があ

る」「大人にいいつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題ない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。教職員は、全ての生徒が取り組みの意義を理解し、主体的に参加できているか注視する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが大切であり、また教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し、学校一丸となって指導することが何よりも重要である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年3回実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が悩みを訴えやすい環境をつくる。保健人権部による昼休みの教育相談、保護者懇談会を通じていじめの把握に努める。また必要に応じて、スクールカウンセラー、精神科医等の専門機関と連携していく。朝のSHRや校門指導、月初めの生徒会主催のあいさつ運動、定期考査前の全教職員による遅刻指導により、生徒の見守りに努める。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、年一回の保護者向け教育アンケートの実施、担任による個人面談や家庭訪問も随時実施する。長期休暇前には、「休暇中の生徒心得」を配布し、各種の注意とともに、相談機関の紹介もおこなう。
- (3) 本校では、生徒、保護者、教職員が、容易にいじめについて相談できる体制として、いじめ対策委員会の下に、生活指導部、保健人権部（保健室・教育相談室スクールカウンセラーを含む）、支援委員会があり、それぞれ連携して、生徒や保護者、教職員の相談に対応する。
- (4) 保健人権部による生徒、保護者向け配布物の発行により、人権の尊重を訴えるとともに、相談窓口を広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、いじめ対策委員会が取り扱いの方針を明確にし、保健人権部が取りまとめ、対外的な取扱いについて適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ加害生徒の背景を把握し指導に当たることが、再発防止にとって大切である。

近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にあったりする場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、後の人生の礎とすることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全・安心を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は認知したいじめを一人で抱え込まず、組織として対処する。学年、生活指導部、保健人権部にすぐに事象報告を行い、各部署が連携して対処する。いじめ対策小委員会が対応を協議し、情報を全教職員で共有する。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、教育委員会に報告する。

(4) 被害者・加害者の保護者に対しては、直接会うなど、より丁寧な対応をおこなう。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署に相談する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

3 いじめられた生徒とその保護者への支援

いじめられた生徒から事実確認の聴取を行う。いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族)と連携し、いじめ対策小委員会、生活指導部、保健人権部が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る。

4 いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。被害生徒やその周囲からの聴取を踏まえた上で、丁寧な事実関係の聴取に努める。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。指導にあたっては、「毅然とした態度」で対応し、事例により、懲戒による指導や生徒の個人情報取り扱いに留意しつつ警察との連携も行う。学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめを止め、再発を防止に努める。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感を通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、先生に知らせることでいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

担任が中心となって、生徒一人ひとりを大切にす学級経営を行うことで、全ての生徒が互いを尊重し認め合う集団づくりを進める。

すべての教職員が、生徒が他者と関わる中で自らのよさを発揮し、学校生活を安心してすごせるよう努める。

認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生活指導部、保健人権部が具体的な対処をしながら、いじめ対策小委員会と対応を協議し、必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や大阪の子どもを守るサイバーネットワーク、所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報技術基礎」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他の留意事項

1. 組織的な指導体制

いじめ問題に関する指導記録の保存、指導体制・指導経過観察の円滑な引継ぎに努める。

2. 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないよう、校務の効率化と平準化を図る。

3. 学校評価と教員評価

「教育活動アンケート」「授業アンケート」により、学校が組織として、生徒一人ひとりに寄り添った教育ができているか、個々の教職員がいじめ防止基本方針にのっとりた教育活動に取り組んでいるかを検証し不断の改善を実施する。

4. 地域や家庭との連携に付いて

学校協議会やPTA活動を通じて、情報の交換と共有に努める。